

弁護士・司法書士・行政書士などによる相談
「一日合同行政相談所」を開設

行政相談、弁護士相談、司法書士相談、行政書士相談、人権相談、交通事故相談、登記・相続相談、税務相談、社会保険・年金相談

日時 10月17日(日) 午前10時～午後3時

※ 弁護士相談は午前10時～午後4時

※ 司法書士相談は午後1時～4時

場所 市役所1階大会議室・相談室

※ 人権相談は、人権センター(希中央5)

相談時間 相談時間は1人につき1時間

※ 弁護士相談は30分、
司法書士相談は45分

申込 9月20日(日)以降に

電話で問い合わせ先へ

※ 先着順。相談無料。

秘密厳守。人権相談のみ申込不要



☎ 総合窓口センター ☎ 63-7416

なせ宿
催し

☎ 旧細川邸やなせ宿 ☎ 62-7760 月曜休館

■よってだ〜各号店 手作り合同作品展

地域の皆さんの力作。どうぞご覧ください。

日時 9月12日(木)～16日(祝)

午前9時～午後5時

場所 和室

主催 名張地区まちづくり推進協議会

ふれあい交流部会

9月16日(日)は
開館。17日(月)
休館

モリ
国津の杜の行事
☎ はぐくみ工房あらぎ ☎ 62-6920

コーンスターチ粘土教室

透明感のある色付き粘土でハロウィンの
マグネットを作りましょう。

日時 9月24日(日) 午前9時30分～正午

講師 武田 裕子さん

参加費 1,000円 定員 10人

持ち物 エプロン、タオル

陶芸教室

電動ロクロを使って食器を作りましょう。

日時 9月26日(日)

午前9時30分～正午

講師 角谷 英明さん

参加費 2,800円

定員 12人

持ち物 エプロン、
タオル

◇ ◇ ◇ ◇

申込 9月9日(日)から17日(日)までに電話で
問い合わせ先へ

※ 先着順。参加者が少ない場合は中止。参
加費には材料費を含みます。



9月の献血 ☎ 地域医療室 ☎ 63-3913

日時 9月11日(日) 午後2時～4時

場所 イオン名張店(元町)

「なっとく!法務局」市民講座
「相続登記はどうするの?」

日時 9月25日(日) 午前10時～正午

場所 市民情報交流センター(希中央5)

定員 20人 ※先着順

◎受講無料。申込方法などは問い合わせ先へ

☎ 津地方法務局伊賀支局総務係 ☎ 21-0804

「全国一斉!法務局休日相談所」
を開設

日時 10月6日(日) 午前10時～午後3時

※受付時間は、午後2時まで

場所 アピタ伊賀上野店(伊賀市服部町)

相談内容 ▼登記(売買、相続、土地境界、
建物新築、会社設立など) ▼戸籍・国籍
(婚姻、養子縁組など) ▼供託(地代トラ
ブル、家賃トラブル、給料の差押など) ▼
人権(近隣関係、いじめ、プライバシー問
題など) ▼公正証書(遺言、成年後見など)

相談対応者 津地方法務局職員、公証人、司
法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員など
※予約不要。相談無料。秘密厳守

☎ 津地方法務局伊賀支局総務係 ☎ 21-0804

笠取山分屯基地
開設 57周年記念行事を開催

日時 9月28日(日) 午前9時～午後2時

場所 笠取山分屯基地(津市榑原町)

内容 基地の一般公開、装備品の展示など

◎参加無料。申込不要

☎ 航空自衛隊笠取山分屯基地 総務人事班
☎ 059-252-1155

「自然農法セミナー」
参加者募集

日時 9月28日(日) 午後1時30分～3時30分

場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)

内容 病害虫の考え方と対策

講師 板坂 康行さん(MOA自然農法文化事
業団普及員)

参加費 300円

◎申込不要。詳しくは問い合わせ先へ

☎ 食と健康を考える会(中嶋) ☎ 64-6332

第58回モラロジー生涯学習セミナー
「次世代に伝えたい心」

日時 10月5日(日) 午後7時20分～9時40分

10月6日(日) 午後1時30分～4時35分

場所 教育センター(百合が丘西5)

参加費 1,500円(テキスト代別途270円)

講師 徳久 静雄さん、竹中 三郎さん(公益財
団法人モラロジー研究所社会教育講師)

主催 公益財団法人モラロジー研究所

共催 名張市

後援 文部科学省ほか

申込 前日までにファ

クス(64-8285)で

問い合わせ先へ



☎ 名張モラロジー事務所 ☎ 64-2085

平成24年度一般会計等決算審査意見書・
健全化判断比率等審査意見書を公表中

市役所3階監査委員事務局で閲覧いただく
か、市ホームページをご覧ください。

☎ 監査委員事務局 ☎ 63-7838

年金
通信
付加年金で年金額を増やしませんか?

老齢基礎年金の年金額は、40年間(480ヵ月)の保険料を納めた
場合、満額受給できますが、老後により多くの年金を受けたいと考
えている人のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の定額国民年金保険料(平成25年度は15,040円)に付加保険料を加
えて納めると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

付加保険料額は月額400円

付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者
の人です(保険料の免除または納付猶予該当者、国民年金基金加入者を除きます)。

納付申し出・辞退はいつでもできます。付加保険料の納付開始は申込月の分からと
なり、定額保険料とあわせて月額15,440円を納付期限までに納付していただくこと
になります。

付加年金額は「200円×付加保険料納付月数」

2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が支給されます。ただ
し、付加年金は老齢基礎年金とも一緒に支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支
給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることにな
ります。

申込 年金手帳、印鑑を持って、市役所1階保険年金室で申し込んでください。
後日、年金事務所から納付書が送られます。また口座振替をご利用の方は、定額保
険料に上乗せして振り替えされます。

年金相談 日時 10月8日(日)・22日(日) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
場所 産業振興センターアスパ(南町) ☎ 保険年金室 ☎ 63-7445

読者の声
広報メールサポーターから...

8・4号掲載「災害時は、隣近所の助け合い 市総合防災訓練」について ▼防災のことで家族全員と話をしました。話をしただけでも良かったと思
います。避難場所も確認しました。 ▼災害時は慌てたり、焦ったりすると思いますが、こういった訓練で経験を積んでいざという時に備えたい。